

工 事 番 号	第 9 号
工 事 名	開発センタートイレ等改修工事設計施工監理業務委託
縦 覧 設 計 書	
令和 4 年 8 月 18 日 (木) 午前 10 時 15 分 入札	
縦覧が終わったら、設計書は元の場所に返しておくようお願いいたします。 なお、別冊入札者心得も熟読して下さい。	

委託番号第9号

令和 4 年度

開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託

今別町 産業建設課

総括内訳書

費目	工種	種別	規格	単位	数量	単価	金額	変化率	摘要
業務委託費	開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託								
		設計監理業務		式	1.0				
	業務価格								
	計								
	消費税相当額			%	10.0				
	業務費計								

内 訳 書

費目	工種	種別	規格	単位	数量	単価	金額	補正率	摘要
開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託									
	設計監理業務								
		直接人件費		人・日	24.0				
直接人件費計									
	諸経費			式	1.0				直接人件費×諸経費率
	技術経費			式	1.0				(直接人件費+諸経費)×諸経費率
	特別経費			式	1.0				
計									
改計									

縦 覧 用

委第 9 号

業 務 名

開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託

業務委託仕様書

今別町 産業建設課

令和 4 年 7 月

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : 第9号
- (2) 業務名 : 開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託
- (3) 業務場所 : 東津軽郡今別町大字今別字中沢 地内
- (4) 用途 : 集会場 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第12号第1類とする。)
- (5) 延床面積 : 35 m²程度

2. 業務の実施期間等

- (1) 設計業務 履行期限: 契約した日の翌日から令和4年10月31日
設計説明: 契約成立の日から30日以内に行うものとする。
- (2) 支払年度割 令和4年度: 100%
平成 年度: %

3. 適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。
- (2) 各特記事項に記載の()内表示番号は、共通仕様書の該当番号を示す。

4. 設計VEの適用

本設計業務において、VE業務を(※ 実施しない ・ 実施する)。

設計VE業務を実施する場合、別に定める「青森県県土整備部建築工事設計VE実施要領」並びに「青森県県土整備部建築工事設計VE実施マニュアル」を遵守し、同マニュアルにある設計者の役を十分に把握し、VE業務の遂行に協力する。なお、実施のスケジュールについては別途通知する。

5. 設計と条件

目的	既存男子・女子便所部分のスペース内で男子・女子便所と多目的便所の改修設計を行う。
対象となる棟名	管理棟
用途	集会場 (平成31年国土交通省告示第98号別添二 第12号第1類とする。)
施設規模・面積	延べ面積: 1236.72m ² 程度 (対象となる部分: 35m ² 程度) 構造: 鉄筋コンクリート造 地上2階
必要機能	原則、通常使用機能を確保する。ただし、監督職員と協議で定める。
必要諸室	

設備に関する要件	原則、通常使用機能を確保する。ただし、監督職員と協議で定める。
構造に関する要件	耐震安全性の分類： ○類 重要度係数： ○ 官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による分類
外構に関する要件	原則、通常使用機能を確保する。ただし、監督職員と協議で定める。
景観に関する要件	
防災に関する要件	
防犯に関する要件	「防犯に配慮した設計ガイドライン」の遵守（参考記入例）
設計対象工事費	10,000 千円程度（消費税込み）
経費区分	公共
工事発注条件	
建設工期	令和5年2月 完成予定

6. 事前調査概要

土地条件	面積：約○○㎡ 地目：○○ 所有：今別町 道路： ○道 幅員○m （建築基準法第42条第○項第○号該当） 現況：
敷地測量	・済 ・平成○年○月実施予定
地質調査	・済 ・平成○年○月実施予定
インフラ施設	
都市計画法令等の条件	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等： 用途地域： 防火地域等： 建ぺい率： 容積率：

7. その他留意事項

--

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「青森県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。ただし、各業務の中で必要となる資料等の提供、事業課との議・調整等は発注者が行う。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 1) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 2) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 3) 電気設備基本設計に関する標準業務
- 4) 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1) 建築（総合）実施設計に関する標準業務 | （設計意図の伝達業務を除く） |
| 2) 建築（構造）実施設計に関する標準業務 | （設計意図の伝達業務を除く） |
| 3) 電気設備実施設計に関する標準業務 | （設計意図の伝達業務を除く） |
| 4) 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 | （設計意図の伝達業務を除く） |

(2) 追加業務の内容及び範囲

⊗ 積算業務

- ※ 建築積算（積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ※ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ※ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成
- ・ 確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の作成及び通知手続業務

○ 概略工事工程表の作成

- ・ 建築物の利用に関する説明書の作成
- ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成

○ 内訳明細書の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 受注者は、発注者の承諾を得た上で、実施設計業務段階に移るものとする。

(2) 適用基準等

a. 技術・性能・仕様等適用基準

- | | |
|---------------------------|------------|
| ○ 建築設計基準 | （令和元年版） |
| ○ 建築構造設計基準 | （平成30年版） |
| ○ 建築設備計画基準 | （平成30年版） |
| ○ 建築設備設計基準 | （平成30年版） |
| ○ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | （平成25年 3月） |
| ○ 青森県営繕設備設計要領 | （令和3年版） |
| ○ 青森県建築設計断熱基準 | （平成11年10月） |
| ○ 青森県福祉のまちづくり条例別表第2（整備基準） | （平成11年 3月） |
| ・ 青森県公共事業景観形成基準（及びガイドプラン） | （平成 9年 2月） |
| ・ 青森県景観色彩ガイドプラン | （平成12年 3月） |
| ○ 建築工事設計図書作成基準 | （令和2年版） |
| ○ 建築設備工事設計図書作成基準 | |
| ・ 防犯に考慮した設計ガイドライン | （平成16年10月） |
| ・ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン | （令和3年 4月） |

- 青い森県産材利用推進プラン (平成23年 9月)
- 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成31年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成31年版)
 - ・ 建築構造設計指針 (文部科学省) (平成21年版)
- 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
- 構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年版)
- 建築解体工事共通仕様書 (平成31年版)

b. 積算等適用基準

- 公共建築工事積算基準 (平成28年版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (令和2年版)
- 公共建築数量積算基準 (平成29年版)
- 公共建築設備数量積算基準 (平成29年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (平成28年版)
- 公共建築工事積算基準等資料 (令和2年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成30年版)
- 青森県県土整備部建築工事積算基準 (平成30年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準 (平成31年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事単価等決定要領 (令和3年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事積算における数値の取り扱い等 (令和3年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準等資料 (令和3年 4月)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築・設備) (平成30年版)
- 公共建築工事見積標準書式 (平成28年版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (平成28年版)

(3) 青森県環境調和建築設計指針の適用

本設計業務において、青森県環境調和建築設計指針を（ ※ 適用する○ ・ 適用しない ）。

青森県環境調和建築設計指針が適用される場合は、設定された水準に基づき以下の作業を行う。

- a. 庁舎及び学校の場合には「環境負荷低減手法選択シート」により、各対策項目について、目標とする指標値が達成可能な対策レベルを選定する。

同シートにより各環境負荷低減手法の採用による費用対効果を算出する。

その他の施設の場合は、同指針を参考にして検討を行い、同様の作業を行う。

- b. 指針に掲げる5項目について、基本設計、実施設計の両段階において、「環境調和建築チェックシート」により、環境への配慮度合いを確認する。

(4) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- 1) 実施工程表（基本設計及び実施設計の説明並びに検査予定他）
- 2) 業務実施体制
- 3) 管理技術者の主な実績等
- 4) 担当主任・担当技術者の経歴等

(5) 貸与品等

a. 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書一式
 - ・ 耐震診断報告書一式

b. 既存資料

- ・ 既存敷地調査資料（柱状図）

c. 資料の貸与及び返却

貸与場所（ 今別町 産業建設課 ）

貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 同 上 ）

返却時期（ 業務完了時 ）

(6) 業務打合簿

a. 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- 1) 業務着手時
- 2) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- 3) その他（ ）

b. 新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、電話、電子メール、情報共有システム等を活用することにより、対面での打合せ回数を極力減らすこととする。また、打合せを実施する場合には、必要最小限の人数で実施するとともに、広い部屋での実施やマスクを着用する等、受発注者間で協議の上、感染予防対策を徹底することとする。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の提出場所（ 今別町 産業建設課 ）

b. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

c. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。

なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、協力員を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 資格要件

- ※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による○ 一級建築士 ・ 構造設計一級建築士
・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士)であること

b. 実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

- ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ⊗ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

② 設備設計一級建築士・建築設備士

- ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

3) その他

・

(2) 協力者（3.22）【電気・機械設備を再委託する場合】

協力者については、以下の（・a、bのいずれかの要件 ・a及びbの要件）を満たすものとする。
また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

※ 電気・機械設備を再委託する場合の協力者については、下記の表に○印の付いている委託内容に限る。

適用	資格区分 設計委託内容	設備設計 一級建築 士	建築設備 士	技術士	空気調和 衛生工学 会	1級電気・ 管工事施 工管理技	第1・2・3種 電気主任 技術者
・	2,000㎡を超える新築 大規模建築物	○	○	×	×	×	×
・	大幅なシステム変更・ 特殊設備改修	○	○	○	○	×	×
⊙	その他の新築・ 改修工事等	○	○	○	○	○	○

・

b. 協力者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 実務経験年数

- ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(3) 協力者 (3.22) 【建築設計を再委託する場合】

協力者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての
度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による (・一級建築士 ・構造設計一級建築士
・二級建築士)であること

・

b. 協力者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)またはそれに準ずる仕様書を
適用した経験を有すること

2) 実務経験年数

- ・ (
- ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

4. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

提出時期	提 出 物
実施設計 業務完了時	1.「実施設計図書関係」
	2.「工事費関係書類」
	3.「検討書・届出関係」

(2) 成果物の内容

提出時期	提出物	提出部数	大きさ	備考
基本 設計業務	「基本設計説明書」	3部	A3判	
	a. 業務体制・業務工程表			
	b. 設計条件・設計方針			
	c. 現地調査概要 (敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真)			
	d. 基本計画概要			
	e. 関係法令等への対応			
	f. 建築に対する考え方 (ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等)			
	g. 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等)			
	h. 設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)			
	i. 青森県環境調和建築設計指針の検討 (環境負荷低減手法選択シート、環境調和建築チェックシート)			
	j. 工事費概算、概略設計計算書、維持費概算			
	k. 各種検討書 (インシロストとランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等)			
	l. その他			
	「基本設計図書」	5. 設計図書参照	3部	A3判
				(白紙)
実施 設計業務	「実施設計説明書」	3部	A3判	(白紙)
	a. 設計方針			
	b. 関係法令等への対応			
	c. 建築に対する考え方			
	d. 構造に対する考え方			
	e. 設備に対する考え方			
	f. 青森県環境調和建築設計指針の検討			
	g. 主要設計図			
	h. その他			
	「実施設計図書関係」	5. 設計図書参照		
	a. 透視図及び写真 (内外観各1面)	1部	A3判程度	
	b. 原図	1式		CD-R
	c. 製本図面	①原図判 2つ折製本	1部	原図判
		②縮小判 2つ折製本	2部	A3判
	d. CADデータ (総合実施設計図) (※1)	1部		CD-R
	e. 工事縦覧用図面	1部	原図判	左綴り
	f. 青写真バラ図面又は図面	電子縦覧対象でない場合	5部程度	原図判又はCD-R
	データ入力CD-R	電子縦覧対象の場合	1部	CD-R(※2)
	g. 工事起案用主要図面 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び仕上表等、設備工事は全て)	1部	原図判	A4判折袋入
	h. 説明資料用縮小図 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び透視図(カラー))	5部程度	B4判	(白紙)

実施 設計業務	i. OHP (案内図、配置図、各平面図、透視図(カラー))	各1枚	A4判	
	「工事費関係」			
	a. 工事費内訳書	1部	A4判	
	b. 工事費内訳計算データ	1部		CD-R
	c. 積算算出原稿 (積算数量、一位代価、見積書等)	1部	A4判	ファイル収納
	d. 設計データ集計表	1部	A4判、A3判	データ共
	「検討書関係」			
	a. 構造計算書	1部	A4判	
	b. 各種技術資料	1部	A4判	
	c. 青森県環境調和建築設計指針関係	1部	A4判、A3判	データ共
	d. 打合せ記録簿	1部	A4判	
	e. チェックリスト (設備工事)	1部	A4判	
	f. 概略工事工程表	1部	A4判、A3判	
	g. その他検討書			
	「届出関係」			
	a. 計画通知関係書類	正副各1部	A4判	
	b. 建築物省エネ法通知関係書類 (省エネ性能 確保計画含む)	正副各1部	A4判	
	c. 福祉のまちづくり条例関係書類	正副各1部	A4判	
	d. 防災計画書等	正副各1部	A4判	
	e. 他官公署等申請・届出関係書類	正副各1部	A4判	
	f. その他届出			

※ 「実施設計図書関係」 dのCADデータは、「青森県建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。

提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

5. 設計図書

(1) 建築 (総合・構造)

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
仕上表 (内外主要部)	内外仕上表	
面積表	面積表及び求積図	
敷地案内図	敷地案内図	
配置図及び外構計画図	配置図	1/200～1/600
各階平面図	各階平面図	1/100～1/200
立面図	立面図	1/100～1/200
断面図	断面図	1/100～1/200
	矩計詳細図	1/20～1/30
	展開図	1/50
	天井伏図	1/100～1/200
	平面詳細図	1/20～1/30
	部分詳細図	1/20～1/30
	建具表	1/30～1/50
	外構図	1/200～1/600

基本構造図	構造図	
	i. 伏図	1/100～1/200
	ii. 軸組図	1/100～1/200
	iii. 各部断面図	1/20～1/30
	iv. ラーメン図	1/20～1/50
	v. 各部詳細図	1/20～1/30
	総合実施設計図 (平面図、立面図、天井伏図、展開図)	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(2) 電気設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	(1/200～1/600)
各種システム系統図	受変電設備単線結線図	
	幹線系統図	
	分電盤、動力盤、制御盤結線図	
	動力設備系統図	
	弱電設備系統図	
照明設備概要図 特殊設備概要図	受変電設備図	1/20～1/50
	自家発電設備図	1/20～1/50
	電灯設備平面図	1/100～1/200
	動力設備平面図	1/100～1/200
	照明器具姿図	
	弱電設備平面図	1/100～1/200
	弱電設備器具姿図	
	昇降機・搬送機設備図	1/50
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	給排水衛生系統図	
	給湯・ガス設備系統図	
	空調設備系統図	
	換気設備系統図	
	消火設備系統図	
	自動制御設備構成図	
機械室機器配置概要図	給排水衛生設備平面図	1/100～1/200
配管ダクトルート概要図	衛生器具姿図	
	給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200
	空調設備平面図	1/100～1/200
	換気設備平面図	1/100～1/200
	消火設備平面図	1/100～1/200
	汚水処理設備仕様図	
	自動制御機器機能表	
	自動制御設備計装図	
	自動制御設備平面図	1/100～1/200
	特殊設備平面図	
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	屋外排水設備縦断図	
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

建築監理業務委託特記仕様書

I 業務委託概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : 第9号
- (2) 業務名 : 開発センタートイレ等改修設計施工監理業務委託
- (3) 業務場所 : 東津軽郡今別町大字今別字中沢 地内
- (4) 対象建物 : 集会場 鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積 : 1236㎡程度

2. 業務の内容

業務の内容は国土交通省告示第15号、工事監理に掲げる業務範囲とする。

3. 履行期限

履行期限：契約した日の翌日から令和 5 年2月28日

4. 支払限度額

令和 4 年度 : 100%
平成 年度 : %

5. その他留意事項

II 一般共通事項

この仕様書に明記のない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。

1. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。

なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、協力員を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計図書の設計内容を的確に把握するとともに、工事監理等について高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 資格要件

- ※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による (◎一級建築士 ・ 構造設計一級建築士
・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士)であること

b. 実務要件

- 1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の監理業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

- ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること

- ・ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

Ⅲ 工事監理業務

(1) 業務内容

標記工事を執行するにあたり、契約書、設計図書に基づき次の業務を行うものとする。
なお、下記業務の遂行にあたり事前に「業務計画書」を作成し、委託者の承認の後、内容について請負業者等に示すものとする。

1) 設計意図伝達を請負者(工事施工者をいう。以下同じ)に正確に伝えるための業務

① 請負者と打合せ、必要に応じ説明図等を作成し交付及び指導する。

設計図書に基づいて作成された詳細図等を工程表に基づき、請負者が工事を円滑に遂行するため必要な時期に請負者に交付する。

2) 施工計画を検討し、助言する業務

請負者の提出する施工計画並びに確認する業務

3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び確認する業務

① 請負者の作成する施工図(原寸図、工作図等をいう。以下同じ)を検討・確認する。

(ただし、施工図の確認を行い委託者が承認した場合でも、原則として施工を行い出来上がったものに対しては施工業者の責任とする。)

② 設計図書の定めるところにより、施工について指示し、施工に立会い、工事材料及び仕上げ見本を検討し、委託者の承認を受ける。

③ 同様に建築設備の機器等について検査または検討し、委託者の承認を受ける。

(ただし、機器関係の性能保証及び内部構造の保証の責任は、その製造者にあるものとする。)

4) 工事の確認及び報告

① 工事の内容が設計図、詳細図、施工図(以下これらを図面という。)、仕様書等、請負契約に合致していることを確認する。

② 現場、工場等における制作方法、仮設方法、安全衛生措置及び使用する工事機械器具等の検討、助言をする。

③ 適宜必要に応じ工事現場を巡回し、工事計画、工程の検討を行い請負者に助言する。

④ 工事の完成(工事完了検査により契約条件が遂行されたこと。)を確認する。

⑤ 委託者が立会いを要すると判断した検査(中間検査及び完成検査)に立会いをする。

5) 工事費支払い審査(出来形)及び承認を行う業務

請負者の提出する工事出来高調書の内容を技術的に審査し、委託者の承認を受ける。

6) 監理業務報告書の提出

毎月ごと、指定の書式にて監理業務実施状況の報告を委託者に対して行う。

7) 工事の内容、工期または請負金額の変更に関する書類を技術的に審査し、委託者の承認を受ける。

① 設計変更が生じた時は、委託者の承認を求める。

② 工事中に委託者の都合、その他与条件の変化により実施設計に及ぶ設計変更の処理。

③ 設計変更図書を作成して、委託者に提出する。

④ 契約金額に変更のある時は、請負者の見積書を審査あるいは積算を行い、委託者の承認を受ける。

- 8) 設計要領、積算要領その他詳細については、委託者の指示による。
- 9) 本工事に関する連絡、調整に当たる。
- 10) 契約の目的物の引渡しに立会う。
- 11) 完成図書について検査を行い、間違いのないことを確認する。
- 12) 請負者がこの契約に基づく指示、検査、試験、立会い、確認、審査、意見、協議などを求めたときは、すみやかにこれに応じる。
請負者に対する指示などは原則として書面による。
- 13) 本仕様書に記載がなくとも監理上、当然必要と認められるものは、委託者の指示に従い本委託範囲内としてこれを行う。

IV 提出書類

(1) 事務手続き書類

(契約後)

- ア 管理技術者担当者選任通知書
- イ 部門別担当者選任通知
- ウ 業務工程表
- エ その他、委託者の求める書類

(業務完了時)

- ア 業務完了報告書
- イ 業務委託関係提出書類
- ウ 納品書
- エ 請求書

IV その他

- (1) 受託者は、町担当者と綿密に打合せを行い、業務を進めること。業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに町担当者と協議し、指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を外に一切漏らしてはならない。